

政府「緊急雇用対策」に関する意見一覧

項目名		課題等	提案事項
I 基本的な方針			
II 具体的な対策			
1	緊急的な支援措置		
	(1) 緊急支援アクションプラン「貧困・困窮者、新卒者支援」		
	< 貧困・困窮者支援 >		
	①平成21年後半に雇用保険受給期間が切れる受給者数の把握	—	—
	②利用者の視点に立った情報提供・広報の展開	—	—
	③実効ある「ワンストップ・サービス」など支援態勢の強化		
	(ア) 「ワンストップ・サービス・デイ」の開催	<p>〈既存事業との役割分担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体が設置している「求職者総合支援センター」では、既にハローワークと連携した職業相談・紹介の他、生活資金の貸付制度、生活保護、公営住宅等に関する情報提供等を行っており、役割分担の整理が必要である。 ・「ワンストップ・サービス」及び「年末年始の生活総合相談」と既存の自治事務であるホームレス対策事業とは明確に区分する必要がある。 ・地域自殺対策緊急強化基金を活用した対面型相談支援事業など、各自治体に対してハローワークへの職員派遣を求める内容の事業が複数あることから、整理が必要である。 <p>〈人材・人員の不足等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護等の相談・申請件数の激増や生活福祉資金に係る制度改正、新型インフルエンザ対策等の業務により、関係職員の業務量は増大しており、派遣に充てる人的余裕がない。 ・ハローワークの管轄区域と生活保護、住宅手当及び生活福祉資金等の管轄区域（福祉事務所及び市町村社会福祉協議会）の違いによる職員の派遣のあり方を整理しておく必要がある。 <p>〈財政負担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体等の人員が大幅に不足している状況において、通常業務にも支障を来さないようにするため、確実な財政措置を講じる必要がある。 ・現在、生活保護に関する地方の負担割合は4分の1とされているが、自治体に過大な負担が生じるおそれがある。 <p>〈試行実施結果の検証〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期開催や年末年始の開催に向けては、試行実施した結果を十分に検証し、見直す必要がある。 <p>〈広報による周知の徹底〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者や対応する範囲を明確にし、混乱が生じないよう住民に十分な周知を図る必要がある。 	<p>〈既存事業との役割分担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体が設置している「求職者総合支援センター」との役割分担を整理し、明確にすること。 ・「ワンストップ・サービス」及び「年末年始の生活総合相談」は求職中の貧困・困窮者を対象としていることから、国が責任を持って主体的に実施することとし、既存の自治事務であるホームレス対策事業とは明確に区分すること。 ・各自治体に対してハローワークへの職員派遣を求める内容の事業について、早急に各事業間の重複を整理し、より効率的、効果的に実施すること。 <p>〈人材・人員の不足等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係職員の不足に十分配慮し、各市町村等からの派遣者等の業務範囲を明確にした上で、その他の業務については、ハローワーク職員が責任を持って対応すること。 ・ハローワークの管轄区域と生活保護、住宅手当及び生活福祉資金等の管轄区域（福祉事務所及び市町村社会福祉協議会）の違いによる職員の派遣のあり方を整理すること。 <p>〈財政負担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体等の人員が大幅に不足している状況において、通常業務にも支障を来さないようにするため、当該事業の実施に伴い新たに生じる人件費について全額国庫負担とするなど、確実な財政措置を講じること。 ・現在、生活保護に関する地方の負担割合は4分の1とされているが、当該事業により対応した生活保護のうち、住居のない者に係る経費は、全額国庫負担とするなど、自治体に過大な負担が生じないようにすること。 <p>〈試行実施結果の検証〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期開催や年末年始の開催に向けては、試行実施した結果を十分に検証し、地方の意見を踏まえ適宜見直しを行うこと。 <p>〈広報による周知の徹底〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者や対応する範囲を明確にし、混乱が生じないよう住民に十分な周知を図ること。また、広報の内容・方法等については事前に自治体とも協議の上、決定すること。
	(イ) ハローワークの雇用支援機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、県独自の雇用支援対策事業を実施しているが、現在の厳しい経済情勢の中、事業所等の雇用に対する施策の認知がなかなか浸透しない状況があるため、労働関係機関が連携し、活用を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等の窓口において、事業所・求職者に対し、県独自事業も併せて紹介・周知を行うこと。
	(ウ) 「求職者総合支援センター」とハローワークの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・県では、既に求職者総合支援センターを設置し、ハローワークと連携した、職業相談・紹介と合わせて、公営住宅や生活福祉資金の貸付制度、生活保護等の制度及び能力開発を促すための講習等の生活・就労に係る各種支援について情報を提供している。今後、ワンストップ・サービスの導入に当たっては、こうした既存事業との役割分担を明確化するとともに、利用者にとってわかりやすい仕組みづくりを進め、十分な周知を行うことも必要である。 ・国から「求職者総合支援センターの生活・就労相談担当者による巡回相談を、生活・就労相談を必要とする求職者の利用が見込まれるハローワークにおいて実施すること」との依頼について、労働局と県が連携して県内各地で実施している巡回相談と今後ハローワークにおいて実施する相談と連携して実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ・サービスの導入に当たっては、既存事業との役割分担を明確にするとともに、利用者にとってわかりやすい仕組みづくりを進め、十分な周知を行うこと。 ・ハローワークにおいて生活・就労相談を実施するに当たっては、各ハローワークで把握する求職者のニーズに的確に応えるべく、既に県が実施している巡回相談と十分に調整するとともに、両事業一体的に周知を行うこと。
	(エ) 年末年始の生活総合相談	<ul style="list-style-type: none"> ・県では開催に当たっての広報や調整の協力を行うこととなるが、生活保護や住宅手当等は町村部を除いて市が実施主体であることから、具体的な事業実施に当たっての要請を、事業主体である国から市へ行うことが必要。 ・現在、保健所及び市町村の保健師は、新型インフルエンザ対策に忙殺されていることから、当該相談を行う際に全般について民間に委託する等、人員配置に係る配慮が必要。 ・こころの健康相談のみならず、身体面も含めての相談体制が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県と市の役割を明確にするとともに、具体的な事業実施に係る要請は、国において直接、実施主体に行うこと。 ・当該相談を行う際に全般について民間に委託する等、人員配置に係る配慮を行うこと。 ・身体面のチェックも可能となるよう、こころの健康及び身体面を併せた民間への事業委託等を行うこと。

項目名				課題等	提案事項
			(オ)ハローワークにおける公的賃貸住宅情報の提供	・現在、各月末現在の利用可能住戸をハローワークに提供しているが、月末まで情報が更新されないため、よりリアルタイムでの利用可能住戸の情報が必要である。	・国・地方公共団体等が協力して、できるだけ早く新しい情報が共有できる仕組みを創ること。
			④「きめ細かな支援策」の展開		
			(フ)「緊急人材育成支援事業」の訓練メニュー・実施者の新規開拓	・新政権の補正予算見直しの指示を受け、厚生労働省は、平成23年度分の緊急人材育成支援事業を執行停止し、平成23年度に求職者支援制度を創設するとしている。	・求職者支援制度への移行を円滑に行うための情報提供、事前周知を十分に行うこと。求職者支援制度の内容について、雇用保険を受給できない者に対するセーフティネットとして、基金訓練及び訓練・生活支援給付金の現行制度の枠組みを維持、拡充すること。
			(イ)「住まい対策」など派遣契約の中途解除等に伴い住居を失った貧困・困窮者支援施策の強化	・現在の「住まい対策」は、補助及び融資期間が6ヶ月以内に限られており、この期間で常時雇用先を見つけることは、現在の経済情勢からすると難しい。また、安定的な賃借人を求める多くの賃貸事業者からの協力を得ることも難しく、仮に協力が得られても6ヶ月の定期借家契約とならざるを得ないことから、定期借家契約期間終了時には住居を失うことになりかねない。 ・現状では様々な支援施策がつけられているが、窓口や要件などが異なっており、国民のみならず、各施策の実施主体においてもわかりづらく、円滑な支援に支障を来している。 ・今後発生が見込まれる離職者数や住宅困窮者数を把握し、必要とする住戸の数を明確にしていく必要がある。	・「住まい対策」について、民間賃貸事業者の協力が得られるよう、雇用先が見つからなかった場合には、再度の延長を認めること。 ・国において、新たな雇用対策について、十分な広報を行い、周知を図ること。 ・国家公務員住宅や民間住宅の借上げなど、国として住宅を提供した上で、なお不足する分について、地方公共団体の協力を求めること。 ・離職者や住宅困窮者の見込数を国において把握し、必要住戸数を国・地方公共団体等が協力して明確にしていくこと。
			(ウ)関連施策の展開	—	—
			(エ)生活保護制度の運用改善	・生活保護制度の運用改善に当たっては、処理基準を示し、周知徹底を図ることにより、効果的に推進していく必要がある。	・生活保護制度の運用改善に当たって、国は具体的な処理基準を早急に示すこと。
			⑤その他、求職中の貧困・困窮者が安心して生活が送れるようにするために必要な施策を引き続き検討	—	—
			<新卒者支援>		
			①新卒者の就職支援態勢の強化		
			(フ)「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の緊急配備	・ジョブサポーターを緊急配備する際には、各自治体、学校における既存の就職支援態勢との役割の重複を避けながら、より実効性が上がるよう、相互に連携・協力できる態勢づくりが必要である。 ・高校生の求人情報が十分に県内私立学校へ提供されていないという課題があり、県内高校生の就職率をさらに高めるためには、私立学校も含めたより効率の良い求人情報提供システムを構築する必要がある。 ・活動が広範囲となることから、学校関係者と連携し、効果的にきめ細やかな支援ができるシステムの構築が必要。	・ハローワークに緊急配備される就職支援の専門職の数を充実させるとともに、近隣の学校の就職支援を担当している教員や就職指導支援員等との円滑な連携を図れるような仕組みを構築すること。 ・ジョブサポーターについては、各学校と連携を密にして活動するとともに、地域にハローワークがない学校への支援についても十分に配慮すること。
			(イ)大学等の就職支援の充実	・現在、ふるさと雇用再生特別交付金を活用して、県専修学校・各種学校協会にキャリアアドバイザーを配置し、専修学校・各種学校における新規就職先の確保及び就職指導等を行うとともに、各種セミナーを企画・実施し、学生のキャリア教育への支援を行っているが、この取組が交付金活用期間が終了後にとぎれてしまうことのないよう、十分な支援を行っていく必要がある。 ・県キャリアセンターに専門のカウンセラーを配置し、センター内または大学等へ出向いた上で就職相談等を行うとともに、保護者、企業、教育関係者向けの各種セミナーを企画・実施し若年者の就職活動の支援を行っているが、依然として厳しい若年者雇用情勢を背景に当該取組みの拡充強化が求められている。	・専修学校各種学校のキャリア教育支援事業を継続し、協会に対してキャリアアドバイザー配置に係る恒常的な財政支援を行うようにすること。 ・キャリアセンター（ジョブカフェ）等の若年者就職支援専門機関を中心に大学等における就職支援事業を拡充、強化するとともに、恒常的な財政支援を行うようにすること。
			その他	・県では、ジョブカフェを設置し、若年者を対象としたキャリアカウンセリング等を実施しているため、新規事業の導入に当たっては、ジョブカフェ事業とも必要に応じて連携を図っていく必要がある。 ・学卒未就職者の就職を促進するためには、就職に有利な資格を取得することが有効であるが、国の教育訓練給付制度では、学卒未就職者は助成の対象となっていないことから制度の拡充が必要。 ・県内求人数の絶対的な不足により他地域に比較し若年者失業率が著しく高い（有効求人倍率が低い）状況が常態化している。このため学生への就職支援に当たっては積極的に県外就職へ向かうよう各種施策を展開している。しかし、学生の県外就職に向けての活動に当たっては、渡航費用、宿泊費など、積極的に活動すればするほどその費用は増大し経済的負担は著しくなる現状がある。	・既に県で実施している事業とも、必要に応じて連携を図れるよう、新規事業の導入に当たっては、事前に十分な情報提供を行うこと。 ・国の教育訓練給付制度を拡充し、学卒未就職者も対象とすること。 ・有効求人倍率が低い地域の学生に対して、域外就職活動を行う場合に増大する費用負担の低減に繋がる制度や仕組みを構築すること。
			②求人開拓と「雇用ミスマッチ」の解消 -「就活支援キャンペーン（仮称）」の展開-		

項目名				課題等	提案事項
			(ア) 求人・求職、内定関連情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 新規事業の導入に当たっては、「中小企業活性化推進員配置事業」や、ハローワークと市町村等が連携して実施している合同説明会に対するジョブカフェのキャリアカウンセラーの派遣事業など、既に県で実施している事業と、必要に応じて連携を図っていく必要がある。 新たな事業の実施に当たっては、ジョブカフェで既に実施している新卒未内定者向けカウンセリングや合同企業説明会などの事業と密接な連携を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に県で実施している事業とも、必要に応じて連携を図れるよう、新規事業の導入に当たっては、事前に十分な情報提供を行うこと。 企業が人材育成を積極的に行えるような制度や仕組みを構築すること。 職業安定所ごとに実施している就職面接会を、地域的な偏りをなくし就職の機会を増やすことにつながるため、複数の職業安定所が合同で、時期をずらして複数回実施すること。 企業に対する求人拡大の要請は、特に新卒者の採用意欲につながるような支援制度を伴ったものとする。 民間求人情報サービス業者と連携するなどして、中小企業者の求職者に対するPR力の向上策を図ること。 ジョブカード事業、特に実践型人材養成システムを活用する求人企業の開拓を更に積極的に進めること。
			(イ) 学生を対象とした合同就職説明会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 未充足求人に関する情報を県内の高校に随時発信する仕組みを構築する必要がある。 雇用のミスマッチを防ぐためには、企業側の情報をできるだけオープンにして就職指導をやすくするとともに、企業内における中長期的な視点に立った人材育成を促すことが必要である。 求人開拓の取組みは、これまでに多くなされてきたことであるので、採用意欲の掘り起こしが掛け声だけにとどまらないよう、経済団体や企業に対する実効性の上がるような支援制度が必要である。また、企業と高校生の面接の機会を増やすなど、就職説明会等の充実を図る必要がある。 現在、労働局とも協力しながら、経営者協会等の県内団体に対して、高校生の雇用要請を行っているが、今後も継続して効果的な要請を行っていく必要がある。また、各学校が各企業を訪問して、採用情報を得るとともに、直接雇用要請を行っていく必要がある。 厳しい経済状況下で大企業が採用を絞り込む中、中小企業は優秀な新卒者などを確保できる環境であり、中小企業に対しては、求職者に対して、自企業の特徴の可視化（見える化、見せる化）に向けた努力を促すほか、民間求人情報サービス業者と連携するなどして、中小企業者のPR力の向上を行う必要がある。 ジョブカードは、国による求職者の職業能力開発と求職者と企業のマッチング促進策であり、より施策の効果を上げるため、職業訓練ができ、求職者を正社員として雇用することができる企業の開拓を更に積極的に進めるべきである。 	
			(ウ) 企業に対する求人拡大への要請	<ul style="list-style-type: none"> 就職未決定の状態卒業した若者の就労支援策を確立する必要がある。 卒業後は、学校から個別に情報提供を行ったり、直接就職支援等を行うことが困難になることから、私立を含めた県内全高等学校や専修学校各種学校等における未就職の卒業生に対する情報提供の在り方を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 就職未決定者が4月当初から正規雇用に向けた研修や技能訓練を受けるとともに、雇用の職業訓練制度等を活用して正規雇用につながる仕組みを整備すること。 新規学校卒業生に対する労働相談窓口や就職支援窓口の情報提供を、私立を含めた県内全高等学校及び専修学校各種学校等において行うようにすること。
			(エ) 採用意欲のある中小企業等の掘り起こし	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に対してセーフティネットに関する情報を更に積極的に発信する必要がある。 私立を含めた県内全高等学校や専修学校各種学校等の新卒無業者に対して、情報提供を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地で保護者を対象に就労支援に係る説明会を開催するなど、就労支援策を広く県民に周知すること。 新規学校卒業生に対する労働相談窓口や就職支援窓口の情報提供を、私立を含めた県内全高等学校及び専修学校各種学校等において行うようにすること。
			③ 「4月就職以外の道」の選択の支援	<ul style="list-style-type: none"> 就職未決定の状態卒業した若者の就労支援策を確立する必要がある。 卒業後は、学校から個別に情報提供を行ったり、直接就職支援等を行うことが困難になることから、私立を含めた県内全高等学校や専修学校各種学校等における未就職の卒業生に対する情報提供の在り方を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 就職未決定者が4月当初から正規雇用に向けた研修や技能訓練を受けるとともに、雇用の職業訓練制度等を活用して正規雇用につながる仕組みを整備すること。 新規学校卒業生に対する労働相談窓口や就職支援窓口の情報提供を、私立を含めた県内全高等学校及び専修学校各種学校等において行うようにすること。
			④ 新卒無業者への第2セーフティネットの活用	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に対してセーフティネットに関する情報を更に積極的に発信する必要がある。 私立を含めた県内全高等学校や専修学校各種学校等の新卒無業者に対して、情報提供を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地で保護者を対象に就労支援に係る説明会を開催するなど、就労支援策を広く県民に周知すること。 新規学校卒業生に対する労働相談窓口や就職支援窓口の情報提供を、私立を含めた県内全高等学校及び専修学校各種学校等において行うようにすること。
			(2) 雇用維持支援の強化		
			① 雇用調整助成金の支給要件緩和等	<ul style="list-style-type: none"> 〈雇用調整助成金の支給要件〉 雇用調整助成金については、再度の出向に対する支給要件の緩和や支給に要する処理期間の設定、申請様式の改正などに止まっており、その効果は限定的と考えられる。 〈雇用保険の適用基準等〉 雇用保険法については、適用基準や受給資格要件の緩和、給付日数の延長等の制度改正が行われたところであるが、適用基準の更なる拡大や受給満了者等の生活・就労支援策の拡充が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 〈雇用調整助成金の支給要件〉 「早急に検討する」とされている生産量要件の緩和等についても、速やかに実行すること。 〈雇用保険の適用基準等〉 適用基準の更なる拡大や受給満了者等の生活・就労支援策の拡充を行うこと。
			② 企業間の出向活用による雇用維持支援	—	—
			(3) 中小企業の支援		
			① 中小企業で活躍する人材への支援	<ul style="list-style-type: none"> 県では、フリーター等の若年者を対象とした就業体験研修事業や就職を支援する様々なセミナーを実施しているため、新規事業の導入に当たっては、必要に応じて連携を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に県で実施している事業とも、必要に応じて連携を図れるよう、新規事業の導入に当たっては、事前に十分な情報提供を行うこと。
			② 中小企業の雇用維持・拡大への支援	<ul style="list-style-type: none"> 臨時国会に提出が予定されている「中小企業金融円滑化法案」では、「政府は、中小企業者に対する金融機関の信用供与の円滑化を図るため、信用保証協会が行う中小企業者に関する信用補完事業の充実に係る財政上の措置を講ずるものとする。」としている。一方、この「中小企業金融円滑化法案」を補完する制度として「条件変更対応保証(仮称)」という、新しい信用保証制度がつけられるが、本制度を利用できるのは、既存の保証制度と異なり、公的融資や保証を受けずに民間金融機関だけと取引する企業とされている。この制度についても、後年度も含め地方の財政負担ありきの制度設計にすることのないよう、国が十分な財政措置を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業金融円滑化法案」を補完する制度である「条件変更対応保証(仮称)」について、同法案で「政府は、中小企業者に対する金融機関の信用供与の円滑化を図るため、信用保証協会が行う中小企業者に関する信用補完事業の充実に係る財政上の措置を講ずるものとする。」とされていることを踏まえ、後年度も含め地方への財政負担ありきの制度設計にすることのないよう、国が十分な財政措置を行うこと。
			(4) 女性の就労支援等	—	—
2			「緊急雇用創出プログラム」の推進		

項目名		課題等	提案事項
	(1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、「緊急雇用創造プログラム」の推進として、「緊急雇用創出事業」の要件緩和による「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムや、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」等を活用した、介護、農林水産、環境・エネルギー分野等における雇用創出・就業促進の積極的展開に向けたプログラムが示されているが、本来、基金事業は自治体に運営が任されているものであり、新規事業の導入に当たっては、各自治体の地域特性等に合わせた独自の判断を優先させるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金は自治体に運営が任されているものであり、新規事業の導入に当たっては、自治体の判断を優先させること。
	<介護雇用創造>		
	①「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムは、介護福祉士養成機関で学びながら働くという毎日のサイクルとなっており、養成機関の近くの介護施設だけが本プログラムを利用できるということになる。養成機関は都市部に集中し、それ以外の地域の介護施設は実質的に対象外となってしまう、不公平感がある。 ・現に介護職場で働きながら資格取得を目指している職員との公正性の観点、また、同じ緊急雇用対策の介護福祉士養成訓練、さらには介護福祉士等修学資金貸付事業など、各種施策の整合性、公平性を図る必要がある。 ・介護現場で勤務しながら資格を得ることができることから、失業者対策上一定の効果はあるものと考えているが、介護福祉士等養成機関受講経費を基金から支出することになっており、1人当たりの予算額が大きく、多数の育成は困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の制度との整合が図られるよう制度の枠組みを明確に示すこと。 ・介護福祉士等養成機関受講経費については、「緊急雇用創出事業」以外の予算措置を講ずること。
	②介護人材確保施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の処遇改善については、現在、交付金事業を活用して介護職員の賃金改善に取り組んでいるところであるが、平成23年度までの事業期間であり、その後の取扱いが不透明となっている。このため、事業者が取り組むに当たって、事業終了後の給与水準の維持が課題になっている。また、介護職員の賃金改善に用途が限定されているため、他職種とのバランスから申請が抑制されている面がある。 ・主要なハローワークに設置されている「福祉人材コーナー」については、専門スタッフの配置が限られている。このため、今年度補正予算により、都道府県人材センターに「キャリア支援専門員」を配置し、「福祉人材コーナー」未設置安定所を中心に求職者へのマッチング支援を行なうこととされたが、安定所と指揮命令系統も異なり窓口での職業斡旋に携われないなど、事業展開の調整に苦慮している。 ・今年度、介護分野の職業訓練について、職業技術校の施設内訓練の定員増や緊急特別短期訓練の実施、委託訓練のコース数増など、大幅な拡充を図っているが、従来、介護系の職は景気変動の影響を強く受けると言われており、将来景気が回復した時にも、介護人材が介護の現場に定着するよう、賃金をはじめ、介護職の労働環境を整備する必要がある。 ・交付金事業における事業者が実施する賃金改善は、その多くが交付金を賞与（一時金）として賃金を改善する計画となっており、このことから事業終了後の給与水準の維持に課題が生ずることが考えられる。 ・介護員が勤務する職場は、介護保険サービス対象事業以外のケアハウス、養護老人ホームなど多岐に渡るにもかかわらず、交付金事業の対象外となっていることから事業者が苦慮している現状がある。 ・介護職場が魅力ある職場として質の高い人材を確保するためには、継続して処遇改善を行う必要があるが、この取り組みを介護報酬の枠組みで実施する場合、保険者である市町村の負担や被保険者の保険料の上昇を招くおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善交付金事業終了後も介護職員の給与水準が維持・向上するよう処遇改善のための取り組みを確実に推進すること。なお、この際、市町村の負担や被保険者の保険料の上昇を招く介護報酬の枠組みで実施することのないよう、国が十分な予算措置を講ずること。また、今回の交付金は介護職員に限定されており、他の職種との公平性の観点から、交付対象者の範囲の拡大を図ること。 ・介護現場に介護職員が定着するよう、賃金をはじめとした労働環境を整備すること。 ・介護職員だけでなく、看護職等他職種の賃金改善まで拡充し、介護職場全体の底上げをすべき。 ・交付金事業の対象職員を介護サービスに携わる職員全体に拡大すること。 ・「福祉人材センター」に配置するキャリア支援専門員がハローワークに出張して行う業務が円滑にできるように、ハローワークの窓口業務との連携体制の整備を図ること。
	③介護サービス整備の加速化等	補助額の増額が平成23年度までに限られている。	平成24年度以降も同額の補助を継続すること。
	<グリーン（農林、環境・エネルギー、観光）雇用創造>		
	①「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム		
	（農林水産分野）	（資料2-1「別紙」に記載）	（資料2-1「別紙」に記載）
	（環境・エネルギー分野）	—	—
	（観光分野）	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の観光市場の活性化と観光産業の振興を通じた雇用創出の促進が喫緊の課題であり、アジア市場を主ターゲットとした誘客や受け入れ体制整備などを戦略的に進める必要がある。 ・観光人材育成のニーズは多岐にわたり、人材育成の担い手や手法も様々であることから、観光人材の育成に関する役割の明確化、育成手法の確立と標準化などが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光圏整備における民間の発意を引き出し、ノウハウを活かした事業展開を促進する実効性のある支援プログラムの充実を図ること。 ・アジアを中心とした外客誘致の促進のためのプロモーションや、様々な主体による受け入れ体制強化など、国や自治体、民間等の役割を踏まえた戦略的な推進プログラムを明確にすること。 ・観光産業や地域の観光ボランティアなどのニーズを踏まえるとともに、国や自治体、大学、民間等の役割分担に基づく観光人材育成プログラムを策定するとともに、実効性を高める具体的な支援施策を立案、実施すること。
	②森林・林業再生の推進		

項目名				課題等	提案事項
			(7)緊急的な取組-「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善等	<ul style="list-style-type: none"> 森林施業の集約化は、林業振興の重要課題であり、従来から様々な施策により進められてきたが、森林所有者の意向以外にも地理的な条件や歴史的な経緯等もあり、一部の地域を除き進んでいないのが実態である。 特に、施業の集約化の促進や利用間伐の拡大に当たっては、先行的な路網整備等が重要な課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 施業の集約化の促進については、地域の現状を踏まえ、柔軟に対応できるようにすること。 特に、この課題に対応するためには、間伐事業費枠のミシン目をなくし、都道府県等の実情にあった事業計画の策定を可能にすること。
			(4)中長期的な取組-「森林・林業再生プラン（仮称）」の作成	—	—
			③関連施策の推進	〈建設企業の成長分野展開支援〉 ・既存の建設業では、建設業分野の維持のため、資金調達能力が制限されている場合が多く、新分野進出に係る投資や費用の捻出ができない。	〈建設企業の成長分野展開支援〉 ・政府系金融機関における融資枠や無担保無保証人制度の拡充
＜地域社会雇用創造＞					
			○雇用支援分野での「社会的企業」の活用	<ul style="list-style-type: none"> 現状においては、社会的企業の認知度は低く、提供する商品・サービスの利用が進まない、自治体・金融機関等の支援を得にくいなど、社会的企業が活動しやすい環境が整っていない。 社会的企業の主な担い手となっているNPO法人は、中小企業基本法における中小企業者に該当しないため、多くの中小企業支援施策を利用することができない。 社会的企業の多くは人材不足であるが、雇用創造を阻害する要因として、十分な給与を払えない、人材育成にける資金的・時間的余裕がないことが挙げられる。 社会的企業に民間からの資金供給を行う上で、今後一層重要な役割を果たすことが期待されるNPOバンクが、貸金業法改正（2010年6月までに施行）の影響で、存続の危機に立っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的企業が活動しやすい事業環境を整えるため、住民・自治体・企業などあらゆる主体に対して社会的企業への認知と理解を高める仕組みづくりを推進すること。 社会的課題の解決を目的とした収益事業を行うNPO法人が、既存の中小企業施策を活用できるような支援対象を拡大すること。 社会的企業への就業促進のため、社会的企業が人材育成から雇用創出まで一貫して実施することができるような仕組みを整備すること。 改正貸金業法施行までに、指定信用情報機関への登録義務化（NPOバンクからの融資と消費者金融からの借金が混同される）などのNPOバンクの存続を脅かす要因について改善の見直しを行うとともに、一層の発展に向けた仕組みづくりを推進すること。
			(2)雇用創造のための既存施策・予算の活用		
			○「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等		
			＜事業の運用改善＞	(資料2-1「別紙」に記載)	(資料2-1「別紙」に記載)
			＜事業の前倒し執行＞	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町村ともに厳しい事業要件の中で事業を計画・実施していることから、多くの失業者を雇用するための新規事業を短期間で提案することは厳しい。 事業の前倒し執行による雇用創出数（目安）が示されたが、本来、基金事業は自治体に運営が任されているものであり、各地域の実情に応じた執行判断を優先させるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業要件を大幅に緩和・撤廃し、地方自治体の裁量により主体的かつ弾力的に取り組むことができるようにするとともに、今後執行する事業については前倒し執行事業と見なしていただきたい。 各県にノルマを課すような「事業の前倒し執行による雇用創出数（目安）」の提示は撤回すること。
			＜制度の活用等＞	<ul style="list-style-type: none"> 多くの企業は、仕事が少なく、厳しい経済情勢を乗り切るため、社員のワークシェアリング等に対応している状況で、新たに失業者を雇用することは、社員の不満を招きかねない。また、個人事業主も仕事が少なく多くの者が困窮している状況にある。 「ふるさと再生特別基金事業」の目的は、その後の継続雇用であるが、厳しい経済情勢にある地方公共団体が計画・委託する事業が本基金事業終了後も継続することは困難であると思慮される。 	<ul style="list-style-type: none"> 失業者の人件費割合要件を大幅に緩和するとともに、一定の要件を付して個人事業主も失業者として換算できるようにされたい。 一定の条件（例えば、県が承認した経営革新計画に基づく事業で、失業者を雇用する場合等）を満たした事業者からの提案も対象としていただきたい。
III 対策の進め方					
			(1)対策の推進体制		
			①「雇用戦略対話（仮称）」の設置	—	—
			②「地域雇用戦略会議（仮称）」の設置	<ul style="list-style-type: none"> 既に全都道府県において緊急雇用対策本部等を設置しているほか、多くの自治体で市町村や経済団体、労働団体等を含めた協議組織を立ち上げ、地域の実情に応じた様々な雇用対策等に積極的に取り組んでおり、それらの取組を阻害することのないようにする必要がある。 地域ごとの重点雇用分野の設定や雇用見通し、アクションプランの策定等を各自治体に依頼することが検討されているが、多くの自治体では、既に独自の緊急雇用対策等を策定し実行に移しており、プラン策定の必要性も含めて地域の判断を優先すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に各自治体が立ち上げている協議組織等の取組や各種雇用対策等を優先し、地域の実態に即した柔軟な対応を図ること。
			③緊急雇用対策本部内の推進チーム設置	—	—
			(2)国民への情報提供・広報の徹底	—	—